

納税は義務です！納め忘れはありませんか？

国民健康保険税は納期限内に納めましょう。

●国民健康保険税を滞納していると

災害など政令に基づく特別な事情がないのに、国民健康保険税を納めずにいて、納税相談などにも応じない場合、未納期間に応じてやむを得ず、次のような段階的な措置がとられます。

なお、短期被保険者証・資格証明書の方には、原則的に「限度額適用認定証」は発行されません。

督促	納期限を過ぎると「督促（とくそく）」が行われます。 延滞金などが加算される場合があります。
-----------	--



それでも滞納が続くと・・・事前通知の発送 → 納税相談をお願いします。

短期 被保険者証	通常の保険証ではなく、有効期限の短い「短期被保険者証（3か月・6か月）」が交付される場合があります。
---------------------	--



納期限から1年を過ぎると・・・返還通知の発送 → 納税相談をお願いします。

資格証明書 (全額10割 自己負担)	保険証を返還していただきます。代わりに国民健康保険被保険者であることを証明する「被保険者資格証明書」が交付されます。 ●被保険者資格証明書を使って医療機関等で診療を受けた場合、診療費は、いったん全額（10割）自己負担となり、後で保険給付分（7割）の支払いを市役所窓口で申請していただくことになります。 ●資格証に該当した世帯に18歳未満（18歳に達した日以降最初の3月31日まで）のお子さんがいる場合、お子さんには「有効期限6か月の被保険者証」が交付されます。 ●継続的な納付状況により、短期被保険者証が交付される場合もあります。
-----------------------------------	--



納期限から1年6か月を過ぎると・・・ → 納税相談をお願いします。

給付の 差し止め	国民健康保険の保険給付（療養費・高額療養費等）の、全部または一部差し止めなどの処分を受ける場合があります。
---------------------	---



●それでもなお納めないでいると…差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

●督促・催告などにより自主納付を促しても、納付や納税の相談がされないときは、滞納処分（給与・預金・不動産等の差押）の対象となります。

次のような場合は 通常の扱いにもど ります！	○滞納した国民健康保険税を完納したとき ○滞納額が著しく減少したとき ○特別な事情が認められたとき
------------------------------	---

●納付が困難な人は、お早めにご相談を！

災害などの特別の事情により国民健康保険税の納付が難しい場合は、申請により国民健康保険税の減額や免除が認められることもあります。どうしても納付が困難なときは、滞納のままにせず、お早めにご相談ください。